



富士見市子ども・子育て支援 事業計画における 基本理念について

平成26年8月22日 子ども未来部

子ども・子育て支援事業計画における基本理念の考え方について（案）

子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、上位計画である『富士見市第5次基本構想』において、まちづくりのテーマとして定められている将来都市像『ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～』の考え方を基本とし、子ども・子育て支援分野の現行計画である富士見市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の基本理念も参考としながら、子ども・子育て支援法第2条の基本理念及び基本指針の子ども・子育て支援の意義に沿って考えていきます。

計画を位置づける法等の基本理念

<子ども・子育て支援法における基本理念>

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

<子ども・子育て支援法における基本指針>

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

<子ども・子育て支援法に基づく基本指針における意義>

(子ども・子育て支援の意義に関する事項)

- 1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちに関する理念
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

<上位計画>

富士見市第5次基本構想中期基本計画

富士見市第5次基本構想中期基本計画

将来都市像『ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市

～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～』

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実

1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援の総合的な推進
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) ひとり親家庭などの自立支援
- (4) 地域との連携による子育て支援の充実
- (5) 保育環境の充実
- (6) 放課後児童の健全育成
- (7) 子育て親子の健康支援
- (8) 児童相談の充実

<個別計画>

富士見市次世代育成支援後期行動計画

(1) 計画の基本理念

本計画の目標像（キャッチフレーズ）については、前期計画のものを継承して「子育て 輝く 未来へ」とし、以下の4つの「基本理念」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていくこととします。

「子どもが一番」

「男女共同の子育て」

「家庭と地域の共同子育て」

「すべての子どもと親の支援」

(1) 計画の基本目標

「基本理念」の実現に向けて、長期的な展望に立つ3つの基本目標を定め、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》子ども自身の“育ち”を支えるまちづくり

《基本目標2》子育て家庭が支え合うまちづくり

《基本目標3》子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

<次世代育成支援対策推進法における基本理念>

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。